

空き家に関する支援制度一覧

市町村名： 藤岡市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
空き家に関する支援制度	助成	藤岡市空き家リフォーム補助	①宅地建物取引業者を介して売買により取得した空き家住宅であって、申請時に取得した日から起算して1年を経過していないものであること ②住宅の機能又は性能を維持し、又は向上させるための修繕、模様替え、設備更新等の工事であり、要する経費の総額が20万円以上であること ③市内に事業所を置く法人又は個人事業主が請け負う工事であること	①補助対象住宅を生活の拠点とし、そこに住所を移転した日から起算して1年を経過していないもの、又は、実績報告の日までに住所を移転する見込みのもの ②実績報告の日から5年間、当該住宅に継続して居住する見込みであること ③過去にこの補助金の交付を受けていないこと ④市町村税(特別区税を含む。)を滞納していないこと ⑤暴力団員等でないこと ほか	藤岡市空き家バンクを通じて取得した物件:500,000円 それ以外の物件:300,000円 ※市外からの転入者はそれぞれ100,000円加算	1/2		令和7年4月8日～令和8年2月13日 ただし、着工前に申請が必要 ※予算に達し次第終了	予算の範囲内	建築課	(代)0274-22-1211 (内線2326) (直通)0274-40-2326	https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/toshikensetsubu/kenchiku/1/1/hojokin/akiyarif-uomuhojokin.html	空き家リフォーム工事が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は当該補助金交付の決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告をすること
空き家に関する支援制度	助成	藤岡市空家解体補助	①個人が所有する空き家で、1年以上空き家であること ②主たる用途が一戸建ての住宅(併用住宅にあつては、住居の用に供される面積が延べ面積の過半を占める住宅)であること ③賃貸の事業に使用していないこと ④次の全てを満たす工事であること ・敷地内に建つ空家全てを解体する工事であること ・市内に事業所を置く法人又は個人事業主が請け負う工事であること ・建設業法別表第1に掲げる土木工事業・建設工事業・解体工事業のいずれかの許可を受けた者または建設リサイクル法の登録を受けた者が請け負う工事であること	①空家の所有者またはその法定相続人 ②①が複数人存在する場合は、その全員から解体についての同意を得ていること ③空き家とその敷地の所有者が異なる場合は、敷地所有者全員から解体の同意を得ていること ④市町村税(特別区税を含む。)を滞納していないこと ⑤過去にこの補助金を受けていないこと ⑥暴力団員等でないこと ほか	200,000円 ※昭和56年以前に建設された空家を解体する場合、300,000円を限度とする	1/3		令和7年4月8日～令和8年2月27日 ただし、着工前に申請が必要 ※予算に達し次第終了	予算の範囲内	建築課	(代)0274-22-1211 (内線2326) (直通)0274-40-2326	https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/toshikensetsubu/kenchiku/1/1/hojokin/akiyaka-itaihojokin.html	空家解体工事が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は当該補助金交付の決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告をすること
空き家の管理に関する支援制度	助成	藤岡市空家等管理費補助	①個人が所有する自己用の一户建ての住宅(併用住宅にあつては、住居の用に供される床面積が、延べ面積の過半を占める住宅)として建築された空家等であること ②補助対象者が市内に事業所を置く法人または個人事業主に依頼して実施する次に掲げる業務とする ・空家等の外観調査及び点検 ・空家等の清掃 ・空家等の通風、通気及び通水 ・建築資材の飛散及び落下防止 ・敷地内の除草及び樹木の剪定 ・その他市長が適当と認める業務	①補助の対象となる空家等の所有者または法定相続人であること ②①が複数人存在する場合は、その全員から当該空家の管理についての同意を得ていること ③市町村税(特別区税を含む。)を滞納していないこと ④暴力団員等でないこと ⑤補助対象となる空家等が、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第22条第1項に規定する指導を受けた者でないこと ほか	40,000円	1/2		令和7年4月8日～令和8年2月13日 ただし、着工前に申請が必要 ※先着順	予算の範囲内	建築課	(代)0274-22-1211 (内線2326) (直通)0274-40-2326	https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/toshikensetsubu/kenchiku/1/1/hojokin/akiyato-kanrihojokin.html	①空家管理業務が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告をすること ②1会計年度において1空家等につき1回、当該空家等について3回を限度とする
空き家の跡地管理に関する支援制度	助成	藤岡市空家跡地管理費補助	①補助対象者が市内に事業所を置く法人または個人事業主に依頼して実施する次に掲げる業務とする ・敷地内の除草 ・防草シートの設置 ・樹木の剪定 ・その他市長が適当と認める業務	①藤岡市空家解体補助金の交付を受けて空家を解体した跡地でその後の使用がないもの ②補助の対象となる空家跡地の所有者又は法定相続人であること ③②が複数人存在する場合は、その全員から当該空家跡地の管理についての同意を得ていること ④市町村税(特別区税を含む。)を滞納していないこと ⑤暴力団員等でないこと ほか	40,000円	1/2		令和7年4月8日～令和8年2月13日 ただし、着工前に申請が必要 ※先着順	予算の範囲内	建築課	(代)0274-22-1211 (内線2326) (直通)0274-40-2326	https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/toshikensetsubu/kenchiku/1/1/hojokin/akiyaat-ochikanrihojokin.html	①空家跡地管理業務が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告をすること ②1会計年度において1空家跡地につき1回、当該空家跡地について3回を限度とする